

「国民学校、中等学校の教育からは、江戸音曲と同じやうに、俳諧的なものをしめ出してもらひたい」と、俳句の創作に止まらず、俳句を教材とすること自体を批判している。また、作家の丸谷才一（一九七四）

は「子供たちに詩の作り方など教へる必要はない。」（3）と断言し、国語教育における詩の創作活動を厳しく批判している。だが、三人の発言の背景にある思想は一樣ではない。清水房雄（二〇〇二）は土屋の発言について「これは作歌についての事で、短歌というものと接触、また作歌に入る前段階の事となると、話は少し違つて来るかも知れない。」（1）と補足しており、その見解は「作歌」という「全人格的、全精神的行動」は小・中学生の発達段階では無理があるという考えに拠るものであり、鑑賞は別であると述べている。また、桑原の場合は、敗戦直後という特殊な時代状況の中で学校教育では「俳諧精神」よりも「今日の科学精神」を重視すべきであるという主張であった。また、丸谷は「子供に詩を書かせることは無用であるとわたしは言った。しかし、詩を読ませることはすこぶる

有意義だらう。」と述べ、詩を読ませることとは肯定している。土屋・桑原・丸谷の立場に違いがあるが、共通するのは国語教育における創作活動に対する批判と焦点化してよいだろう。

3. 指導要領による創作活動の位置

現行の『学習指導要領』では、「書くこと」の「言語活動」の例として創作活動が挙げられている。

・身近なこと、想像したことなどを基に、詩をつくつたり、物語を書いたりすること。（小学校三・四年）

・経験したこと、想像したことなどを基に、詩や短歌、俳句をつくつたり、物語や随筆などを書いたりすること。（小学校五・六年）

・表現の仕方を工夫して、詩歌をつくつたり物語などを書いたりすること。（中学校二年）

・情景や心情の描写を取り入れて、詩歌をつくつたり随筆などを書いたりすること。（高校一年）

国語の授業において創作活動が国語の授

業において盛んになった背景には、「言語活動」の例としてこれらの活動内容が示されたことが背景の一つにある。この傾向は、二〇一七年に告示された小学校・中学校の『学習指導要領』にも引き継がれており、その中では、「思考力・判断力・表現力等」の「書くこと」の言語活動の例として創作活動が示されている。

・簡単な物語をつくるなど、感じたことや想像したことを書く活動。（小学校一年・二年）

・詩や物語をつくるなど、感じたことや想像したことを書く活動。（小学校三年・四年）

・短歌や俳句をつくるなど、感じたことや想像したことを書く活動。（小学校五年・六年）

・詩を創作したり随筆を書いたりするなど、感じたことや考えたことを書く活動。（中学校一年）

・短歌や俳句、物語を創作するなど、感じたことや想像したことを書く活動。（中学校二年）

現行の『学習指導要領』では、小学校の